

令和 年 月 日 舞鶴市長 様	個人番号 (マイナンバー)	
住所	フリガナ	
	氏名	印
	性別	男 女
電話番号	生年月日	明・大 昭・平 . .

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

住所		受付日付印
氏名	様	

受付団体名	
-------	--

記入例 附分 市町村民税 道府県民税 寄附金 **太枠の項目を全て記入して下さい。**

令和 2 年 4 月 1 日 舞鶴市長 様	個人番号 (マイナンバー)	0000 0000 0000
住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目 〇〇番地〇〇号	フリガナ	マイヅル タロウ
	氏名	舞鶴 太郎 印
電話番号 00-0000-0000	性別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平 50 . 1 . 1

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による個人番号（マイナンバー）を記入してください。
また、「個人番号を確認するための書類のコピー」と「本人確認書類のコピー」を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には寄附金書又は市町

**寄附した年月日と金額を記入します。
(複数回寄附をした場合はその都度申請書を提出する必要があります。)**

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 2 年 5 月 5 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

「確定申告をする必要のない」場合、チェックをしてください。 できません。①及び②に該

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項第1号の申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定

**ふるさと納税による寄附先が5自治体以下と見込まれる場合のみ
チェックをしてください。**

**両方☑がある場合のみ特例
申請の対象になります。**

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下であると見込まれる者をいいます。
(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号	受付日付印
氏名	舞鶴 太郎 様	

住所と氏名を記入してください。

受付団体名	
-------	--

ふるさと納税ワンストップ特例について

日頃は、舞鶴市政の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
また、過日は、本市に対し、ふるさと納税をしていただき、重ねて御礼申し上げます。

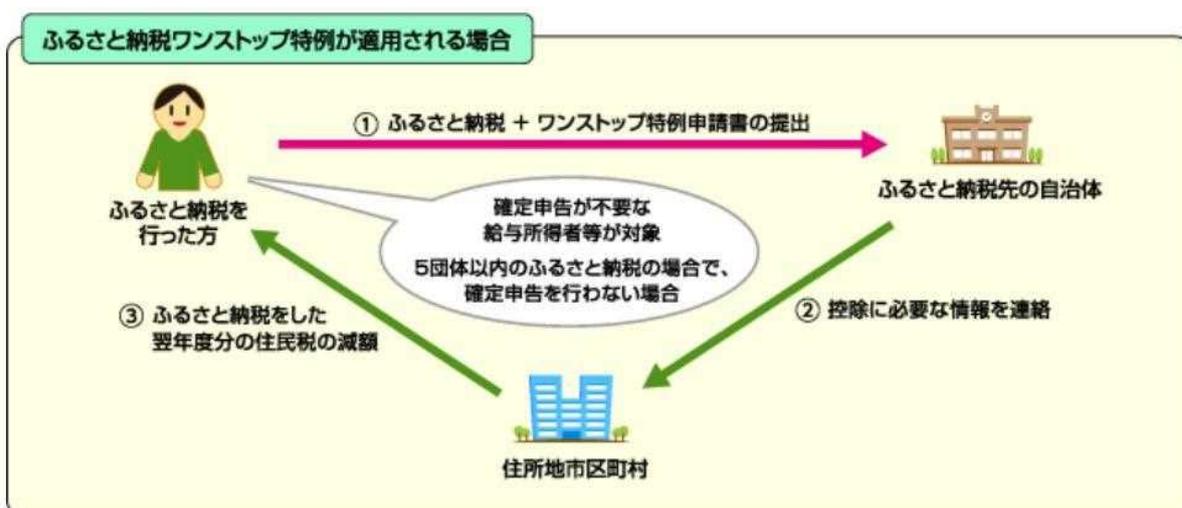
さて、確定申告の不要な給与所得者等（※）がふるさと納税を行われた場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することで、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けることができます。

この特例制度を利用するためには、納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

つきましては、申請用紙をお送りしますので、特例を受けられる場合は、**令和3年1月8日（金）必着**で、別添封筒によりご提出をお願いいたします。

（※）1月1日から12月31日までの間に、ふるさと納税を行った自治体の数が5団体以内の方に限ります。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行われた方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行われる方がふるさと納税についての寄附金控除を受けるためには、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」によらず、ご自身で確定申告を行う必要があります。



◎ふるさと納税と寄附金控除について、詳しくは総務省のホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。



(ワンストップ特例申請書を提出される方へ)

平成28年1月1日以降の寄附に係る「ワンストップ特例申請書」には、寄附をされた方の個人番号(マイナンバー)の記載が必要になりました。

また、申請を送付いただく際には、『**個人番号を確認するための書類のコピー**』と『**本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証など)のコピー**』を同封いただく必要があります。

ご自身の個人番号(マイナンバー)の受取状況に合わせて、以下の書類をご用意いただき、特例申請書と一緒に郵送してください。

※ 添付書類に不備があると、適切に寄附金控除を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

個人番号カードを持っている場合

- ・「個人番号カード」の表裏のコピー

通知カードを持っている場合

- ・「通知カードのコピー」と「身分証」のコピー

個人番号カードも通知カードもない場合

- ・「個人番号が記載された住民票の写し」と「身分証のコピー」